

和泉市木材利用基本方針

令和5年9月5日



和 泉 市

第1 趣旨

国において、令和3年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）に改正され、木材利用による森林循環（造林→伐採→木材利用→再造林）を通じて森林のCO₂吸収作用を強化することが、脱炭素社会の実現に貢献すると位置づけられた。

また、民間事業者においても、事業活動等に関し木材の利用促進に自ら努めるものとされ、木材利用促進の対象を公共建築物から民間施設も含めた建築物一般に拡大された。

この基本方針は、促進法第12条第1項の規定に基づき、公共建築物等における和泉市内産木材（以下「いずもく」という。）の利用の促進の意義及び目標、並びに利用促進に関する必要事項を定めたものである。

第2 公共建築物等におけるいずもくの利用の促進の意義

市が、公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進することで、木材利用の効果に関して市民の理解を深めることを利用促進の意義とする。

1 木材利用に対する社会的背景

森林は、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化の防止をはじめ、水資源のかん養、土砂災害の防止、生物多様性の保全など様々な公益的機能を有しており、市民生活になくってはならないものである。

しかしながら、公益的機能を高度に発揮させ維持するためには、森林（人工林）の適切な整備が求められるが、間伐の遅れなどから森林の荒廃化が懸念される状況となっている。今後、持続的な森林整備を促進する観点から、木材を有効に活用することは極めて重要な課題である。

つまり、木材利用を推進することは、脱炭素社会の実現に向け、二酸化炭素の貯蔵など地球温暖化の防止に貢献するとともに、持続生産が可能な自然資源であることから、資源循環型社会の形成に資するのである。

また、木材は、古来より加工が容易なことから用途多様性に富む材料として使用され、暖かさなど人に心地よい感じを与えると共に、調湿機能や断熱効果、衝撃吸収効果、防虫・抗菌効果などを持っており、人の

心と体の健康にやさしい資材である。

更に、和泉市では、「第3次和泉市環境基本計画」においても、「森林の多面的機能の向上及び森林資源活用の推進」を重点的な取組みとしている。

2 いずもく利用の意義

和泉市は、約3,000ha（市面積の約3分の1）の森林資源に恵まれた地域で、そのうち約7割をヒノキ、スギの人工林（うち約8割がヒノキ）が占めている。これらの森林資源は、戦後の拡大造林政策などもあり、建築用材として利用可能な林齢に成長し、住宅、公共建築、土木資材などの需要に対して十分に供給可能な蓄積量となってきた。

また、前述の社会的背景から、市がより一層、公共建築物等の木造化・内装等の木質化に努めることが重要となっている。

※「いずもく」とは、おおさか材認証制度実施要領第2条第1項に基づく、おおさか材のうち和泉市内で伐採し、及び製材されたもの。ただし、和泉市内で製造困難な部材（集成材等）については、和泉市内で伐採し、及び搬出されたことを証明する書類をもって「いずもく」とする。

第3 公共建築物等におけるいずもく利用の目標

地域経済の活性化を図るため、公共建築物等においていずもくを積極的に利用することとする。なお、いずもくの利用にあたっては、蓄積量が多いことから原則ヒノキを活用するものとする。

1 公共建築物におけるいずもく利用の推進

(1) 定義

- ①公共建築物とは、市内に整備される促進法第2条第2項各号及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、庁舎も含む。
- ②木造化とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- ③木質化とは、建築物の新築、増築、改築、模様替え又は改修に当たり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(例) 玄関ホール、ロビー、共用廊下、学校の教室等

(2) 公共建築物の木造化・木質化の推進

多数の市民が身近に接する公共建築物には、市民への PR 効果が高いことから、木造化を推進する。また、非木造施設も含めて、木質化を推進する。なお、新築・増築・改築の際には、基本計画段階からいずもくの利用を検討するとともに、以下のポイントを踏まえ、利用促進を図るものとする。

- ①公共建築物においては、可能な限り木造化を図る。なお、法令等の基準により在来工法では木造化が困難な場合であっても、新しい技術の導入による木造化や、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む）を検討する。
- ②直接又は報道機関等を通じて間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、木質化を図る。
- ③ 改修、模様替えの機会においては木質化を検討する。

(3) 数値目標等

- ①上記 (2) 木造化及び木質化に係るいずもく使用量については、別紙 1 「いずもく使用量の目標」に定めた数値以上とする。
- ②建築コスト、工事期間、耐火性やライフサイクルコストなど、やむを得ない理由により木造・木質化が困難な場合、施設所管課は構造や内装等の仕様を作成する段階（基本計画段階）までに、様式第 1 号により予め農林所管課長と協議する。なお、別紙 1 「木造・木質化適用除外リスト」に掲げるものや、災害により整備に緊急を要する建築物については適用しない。
- ③農林所管課長は、上記②の協議において、やむを得ない理由により木造化・木質化が困難と判断される場合は、協議についての回答を様式第 2 号により施設所管課に通知する。

2 公共土木工事等におけるいずもく利用の推進

市が実施する公共土木工事や公共施設の工作物等においては、木材の特性が発揮される箇所積極的にいずもく利用を進めるものとする。

(例) 案内板、デッキ等

3 備品及び消耗品におけるいずもく利用の推進

市が所管する公共建築物における備品及び一般的な備品又は消耗品の調達に当たっては、可能な範囲でいずもくを原材料とする木製品（以下「いずもく製品」という。）を調達するものとし、当該調達に係る仕様書に、別紙 2 の内容を記載しなければならない。なお、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 27 条に規定す

る森林環境譲与税を財源とし、新規事業としていずもく製品を調達しようとする場合は、和泉市森林環境譲与税の活用の判定に関する要綱を参照すること。

第4 その他公共建築物等におけるいずもくの利用促進に関する取組み

平成24年に、和泉市域が大阪府内で初めて「林業活動促進地区」として認定された。また、「おおさか材認証制度」に、和泉市内の製材事業者（認定事業者）や大阪府森林組合が登録され、これらの事業者が製材した和泉市の木材が「おおさか材」として認証された。

さらに、市内産木材の愛称を「いずもく」とし、ロゴマークやマスコットキャラクターを決定して、公共建築物等においていずもくの利用促進に努めてきた。

1 推進体制

各部局の主管課長を構成員とする「和泉市木材利用促進庁内連絡会」（以下、「庁内連絡会」という。）において、いずもくの利用を全庁的に連携しながら取り組む。

2 木材利用計画の報告

庁内連絡会の構成員は、農林所管課長からの照会に基づき、毎年6月末日までに、様式第3号により当該年度と翌年度の木材利用計画を報告する。なお、翌年度の木材利用計画の内容に関して、農林所管課長は各部局の主管課長と協議することができる。

3 木材利用実績の取りまとめ

庁内連絡会の構成員は、農林所管課長からの照会に基づき、毎年6月末日までに、様式第4号により前年度における使用量や内容等の木材利用実績を報告する。

4 大阪府内の地方公共団体への要請

府内の地方公共団体に対し、いずもくの利用拡大を図るべく、木材の活用事例や特性等に関する情報提供等を積極的に行い、公共建築物の整備等について積極的ないずもくの利用を要請する。

5 民間事業者への周知

いずもく利用拡大のため、いずもくの活用事例や特性等に関する情報提供等を積極的に行い、民間事業者が整備する建築物等について積極的ないずもくの利用を周知する。

6 建築物木材利用促進協定制度の活用

事業者等から促進法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度に基づく協定締結の申出があったときは、応否の判断を行うとともに、締結後は協定に基づく取組を支援することによりいずもく利用の促進を図る。

7 いずもくの適切な供給の確保に関する基本的事項

農林所管課は、いずもくの安定的な供給体制の整備を進めていくために、和泉市林業協議会、和泉市内産木材安定供給協議会、大阪府森林組合泉州支店等と連携し、取組みを進める。

別紙 1

いづもく使用量の目標

区分		木材使用量の目標
木造化	延床面積 1,000 m ² 未満の建築物	床面積 100 m ² 当り、少なくとも 4 m ³ 以上
	延床面積 1,000 m ² 以上の建築物	床面積 100 m ² 当り、少なくとも 2 m ³ 以上
木質化	対象室の床面積	床面積 100 m ² あたり 1.2 m ³

木造・木質化適用除外リスト

① 木造化適用除外 ※施設全体のほか部分的な適用も含む

整理番号	用途等
1	治安上・防犯上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
2	火気・薬品を使用した訓練を目的とする施設
3	電気・給排水・空調等の機械設備の使用を目的とする施設
4	火気・薬品・油類等の使用・保管を目的とする施設
5	衛生上、木造化が不適當な施設
6	人命や緊急用資材を確保するため、他の施設に比べ著しく不燃性能を求められる施設
7	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・文化的価値の高い施設 ・文化財、美術品を収蔵もしくは展示する施設 ・法令上、木造化が困難な建築物 ・既製品の仕様で材質が決められているもの 等

② 木質化適用除外 ※施設全体のほか部分的な適用も含む

整理番号	用途等
1	治安上・防犯上の目的等から木質以外の構造とすべき施設
2	火気・薬品を使用した訓練を目的とする施設
3	電気・給排水・空調等の機械設備の使用を目的とする施設
4	火気・薬品・油類等の使用・保管を目的とする施設
5	衛生上、木造化が不適當な施設
6	人命や緊急用資材を確保するため、他の施設に比べ著しく不燃性能を求められる施設
7	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・文化的価値の高い施設 ・文化財、美術品を収蔵もしくは展示する施設 ・法令上、木質化が困難な施設 等

別紙 2

仕様書に明記する内容について

- ・本市の林業振興を図るため、「いずもく^{※1}」を使用することとし、これを明記する証明書^{※2}を提出すること。
- ・いずもくの使用箇所に「いずもくロゴ^{※3}」を焼印又は印刷等に表示すること。
(表示箇所は担当職員と協議の上決定する。)

※1 「いずもく」とは、おおさか材認証制度実施要領第2条第1項に基づく、おおさか材のうち和泉市内で伐採し、及び製材されたもの。ただし、和泉市内で製造困難な部材(集成材等)については、和泉市内で伐採し、及び搬出されたことを証明する書類をもって「いずもく」とする。

※2 「証明書」とは、おおさか材認証制度実施要領第8条に基づく証明書(和泉市の名称が記載されたものに限る)とする。ただし、和泉市内で製造困難な部材(集成材等)については、下記の①～④の4点又は⑤⑥の2点のいずれかとする。

①大阪府森林組合が発行する木材の産地証明書

②森林法(昭和26年6月26日法律第249号)第11条第5項の規定に基づき和泉市長が発行した森林経営計画認定書の写し

③当該森林経営計画の「森林の現況並びに伐採計画及び造林計画等」

④搬出材の施業箇所図(縮尺1/5000)

⑤和泉市長が発行した伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書の写し(物品を調達する年度から起算して5年以内のものに限る)

⑥伐採及び伐採後の造林の届出書の届出人が木材加工事業者に木材を納入したことを証明する書類

※3 「いずもくロゴ」とは、和泉市林業協議会(事務局:和泉市農林担当)が公表し、「いずもくロゴ、木鬼」の使用に関する要綱に基づき運用するロゴとする。

様式第1号

年 月 日

農林所管課長 あて

(室) 課長

建築物等における木造化・木質化について（協議）

次のとおり、木造化・木質化が図れないため、和泉市木材利用基本方針第3の1（3）②の規定により協議します。

- 1 協議項目 木造化 木質化

- 2 新築・増築・改築予定建築物
※複数ある場合は別表（任意様式）を添付してください。
 - （1）施設名称 ○○○
 - （2）主要用途 ○○○
 - （3）構 造 ○○造○○階

- 3 木造化・木質化が図れない理由

様式第2号

年 月 日

(室)課長 あて

農林所管課長

建築物等における木造化・木質化について（回答）

年 月 日付けで協議のあった標記について、同意します。

農林所管課長 あて

(室) 課長

〇〇年度 建築物等における木材利用計画 調書

1-1 〇〇年度(当該年度)取組計画



1-2 〇〇年度木材使用見込み量

① 建築物の木造化

施設名・工種	延床面積	対象部位	(A) 木材使用量	樹種	備考
			(B) (A)のうち国産材使用量 (C) (B)のうちいずもく使用量		
			(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³		

② 建築物の木質化

施設名・工種	床面積	対象部位	(A) 木材使用量	樹種	備考
			(B) (A)のうち国産材使用量 (C) (B)のうちいずもく使用量		
			(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³		

③ 土木工事等の木材使用

事業名	主要工種	(A) 木材使用量	樹種	備考
		(B) (A)のうち国産材使用量 (C) (B)のうちいずもく使用量		
		(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³		

④ 備品等の木製品導入

物品名等	使用量等	(A) 木材使用量	樹種	備考
		(B) (A)のうち国産材使用量 (C) (B)のうちいずもく使用量		
		(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³		

2-1 ○○年度（翌年度）取組計画



2-2 ○○年度木材使用見込量

① 建築物の木造化

施設名・工種	延床面積	対象部位	(A) 木材使用量	樹種	備考
			(B) (A)のうち国産材使用量		
			(C) (B)のうちいずもく使用量		
			(A) m ³		
			(B) m ³ (C) m ³		

② 建築物の木質化

施設名・工種	床面積	対象部位	(A) 木材使用量	樹種	備考
			(B) (A)のうち国産材使用量		
			(C) (B)のうちいずもく使用量		
			(A) m ³		
			(B) m ³ (C) m ³		

③ 土木工事等の木材使用

事業名	主要工種	(A) 木材使用量	樹種	備考
		(B) (A)のうち国産材使用量		
		(C) (B)のうちいずもく使用量		
		(A) m ³		
		(B) m ³ (C) m ³		

④ 備品等の木製品導入

物品名等	使用量等	(A) 木材使用量	樹種	備考
		(B) (A)のうち国産材使用量		
		(C) (B)のうちいずもく使用量		
		(A) m ³		
		(B) m ³ (C) m ³		

【取組計画の記載例】

- ○○年度に策定予定の○○施設の実施計画に、いずもく使用を計画する。
- ○○施設の改修工事において、いずもくを活用した内装の木質化を予定。
- 備品等については、いずもくを使用した机・椅子を導入する。

【対象部位の記載例】

- 構造、内装、外装等

【主要工種の記載例】

- 柵工、支柱、型枠、階段工、デッキ、内装材、外装材、構造材、チップ等

農林所管課長 あて

(室) 課長

〇〇年度 建築物等における木材利用実績 調査書

① 〇〇年度（前年度）建築物の木造化

施設名・工種	延床面積	対象部位	(A) 木材使用量 (B) (A)のうち国産材使用量 (C) (B)のうちいずもく使用量	樹種	いずもくを使用していない場合の理由
			(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³		

② 〇〇年度（前年度）建築物の木質化

施設名・工種	床面積	対象部位	(A) 木材使用量 (B) (A)のうち国産材使用量 (C) (B)のうちいずもく使用量	樹種	いずもくを使用していない場合の理由
			(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³		

③ 〇〇年度（前年度）土木工事等の木材使用

事業名	主要工種	(A) 木材使用量 (B) (A)のうち国産材使用量 (C) (B)のうちいずもく使用量	樹種	いずもくを使用していない場合の理由
		(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³		

④ 〇〇年度（前年度）備品等の木製品導入

物品名等	使用量等	(A) 木材使用量 (B) (A)のうち国産材使用量 (C) (B)のうちいずもく使用量	樹種	いずもくを使用していない場合の理由
		(A) m ³ (B) m ³ (C)		

【対象部位の記載例】
 ■構造、内装、外装等
【主要工種の記載例】
 ■柵工、支柱、型枠、階段工、デッキ、内装材、外装材、構造材、チップ等

附 則

この方針は、平成24年8月27日から施行する。

附 則（令和5年9月5日 一部改正）

この方針は、令達の日から施行する。



和泉市環境産業部産業振興室農林担当

〒594-8501

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

TEL：0725-99-8125（直通）

FAX：0725-43-8788

E-mail：nourinka@city.osaka-izumi.lg.jp

（平成24年8月作成、令和5年9月一部改正）